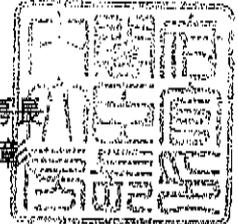


府人第 1043 号
令和 5 年 8 月 25 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について（通知）

宇野 重規 殿

内閣府大臣官房長
原 宏彰

令和 3 年 4 月 21 日付けで受け付けました保有個人情報の開示請求について、令和 3 年 6 月 21 日付け府人第 718 号をもって保有個人情報の開示をしない旨の決定について通知したところですが、令和 5 年 8 月 24 日付け府総第 343 号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づき、当該決定を変更し、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

以下の文書のうち、該当頁

- (1) 令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
- (2) 令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
- (3) 令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
- (4) 令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録
- (5) 日本学術会議会員の任命について（文書番号：府人第 1181 号）

2 不開示とした部分とその理由

上記 1 (1) から (3) の開示する文書のうち、不開示部分については、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、旧行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下、「法」という。）第 14 条第 7 項ニに該当するため不開示とした。

（※その他、一部黒塗りとする箇所がありますが、保有個人情報に該当しないため不開示決定の対象箇所ではありません。）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料等として保有しているもの。